



★県内の指定施設等で看護職員として就業されますと、貸与期間内で貸与額の一部を返済していただき、5年間の就業後、残りが免除となります。

★いずれの場合にも、修学資金の貸与を受けた期間内で返済していただきます。

★全額返済になった方が、途中から指定施設等で就業されても免除にはなりません。

★1/4を返済していた方が、勤務先の変更等により1/2または2/3の返済となった場合は、返済額を計算し直し、返済額が増額となります。

★1/2を返済していた方が、勤務先の変更等により2/3の返済となった場合は、返済額を計算し直し、返済額が増額となります。

★2/3または1/2を返済していた方が、勤務先の変更等により1/4の返済となった場合でも、返済額はそのままです。(減額にはなりません。)

★2/3を返済していた方が、勤務先の変更等により1/2の返済となった場合でも、返済額はそのままです。(減額にはなりません。)